

森林・林業再生プラン

森林組合改革・林業事業体育成 検討委員会資料

平成22年2月
林野庁

目 次

I	森林林業再生プランの概要	1
II	林業事業体の現状	2
1	森林の所有構造	2
2	森林組合の概要	3
3	民間事業体の概要	7
III	課題・論点	11

I 森林・林業再生プランの概要

◆◆ 再生プランの目ざすところ ◆◆

- ・林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図る。
- ・森林計画制度等の制度面から路網・作業システム整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直す。

木材自給率50% (2020年までに)
【木材生産1,800万m³→4,000万～5,000万m³】

■ 林業経営・技術の高度化

○ 路網・作業システム

- ・先進的林業機械の導入、普及
- ・作業道作設に関する新たな指針の創設
- ・生産性の高い機械利用を前提とした路網体系の理論・技術の整理・普及
- ・理論・技術の整理(作業システム、機械、森づくり、間伐方法等)

○ 森林組合改革・民間事業者サポート

- ・地域の森林管理の主体として森林組合の役割の明確化
- ・員外利用の厳格化
- ・会計制度の見直し
- ・民間事業者の育成強化

○ 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備

- ・理論・技術、研修・普及体制の整理
- ・フォレスター育成システムの確立
- ・現場技術者、路網設計者、オペレーターを体系的に育成する制度整備

■ 森林資源の活用

○ 国産材の加工・流通構造

- ・質・量ともに、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備
- ・大ロット需要先への供給体制の整備
- ・木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発の推進

○ 木材利用の拡大

- ・地域材住宅の推進とそれを支える技術の標準化、木造設計を担える人材の育成
- ・公共施設等への木材利用の推進
- ・バイオマス利用の理論・技術の整理と着実な普及体制の整備
- ・環境貢献度の「見える化」などによる国産材の信頼性の向上

■ 国民の財産を活かす

○ 国有林の技術力を活かしたセーフティネット

- ・公益重視の管理経営のより一層の推進
- ・民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献

■ 制度面での改革、予算関係

- ・補助金・予算の見直しは2010年6月、他は原則として2010年11月までに結論
- ・森林・林業基本計画に反映
- ・公開ヒアリングを開催

○ 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化

- ・森林の現状を把握するための森林資源モニタリング調査等森林情報の整備・公表
- ・森林計画制度の見直しによる適切な森林管理の確保
- ・経営意欲のある者への経営の集中化の促進策の導入
- ・管理放棄地に対するセーフティネット体制(公的森林整備)の確立

○ 伐採・更新のルール整備

- ・森林資源の循環利用を念頭においた伐採・更新対策の整備(大規模皆伐の抑止・確実な植林の確保対策等)

○ 補助金・予算の見直し

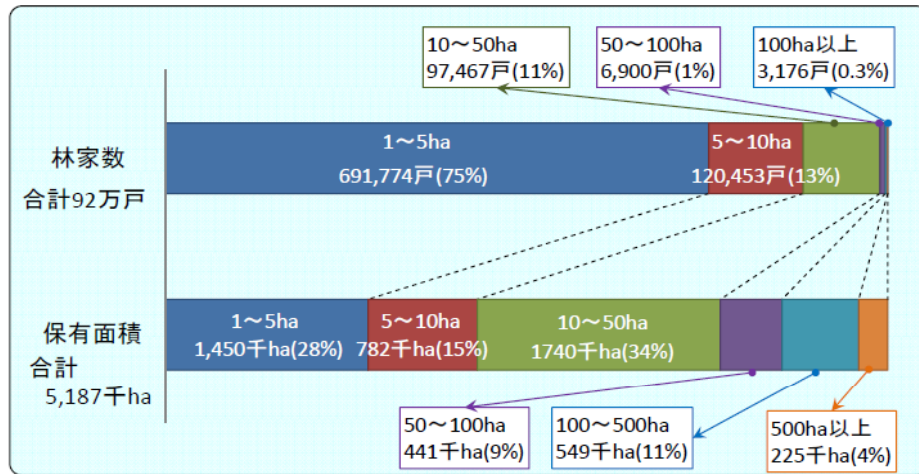
- ・補助金の見直し(メニューの簡素化、補助金の透明性・公平性の確保、長伐期化への誘導)
- ・路網、機械への補助は、理論・技術の習得とあわせて実施
- ・予算の見直し

II 林業事業体の現状

1 森林の所有構造

- 私有林の所有構造は、小規模な者が圧倒的に多く、零細。
森林所有者のうち不在村者が所有する森林が面積で1/4。
自ら施業や経営を行うことができない森林所有者が多数。
- このような所有構造の中、都道府県有林を除く民有林面積の約2/3が森林組合員の所有する森林。

○林家の保有山林面積規模別戸数と保育面積



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」
注：1ha以上を保有する林家を対象としている。

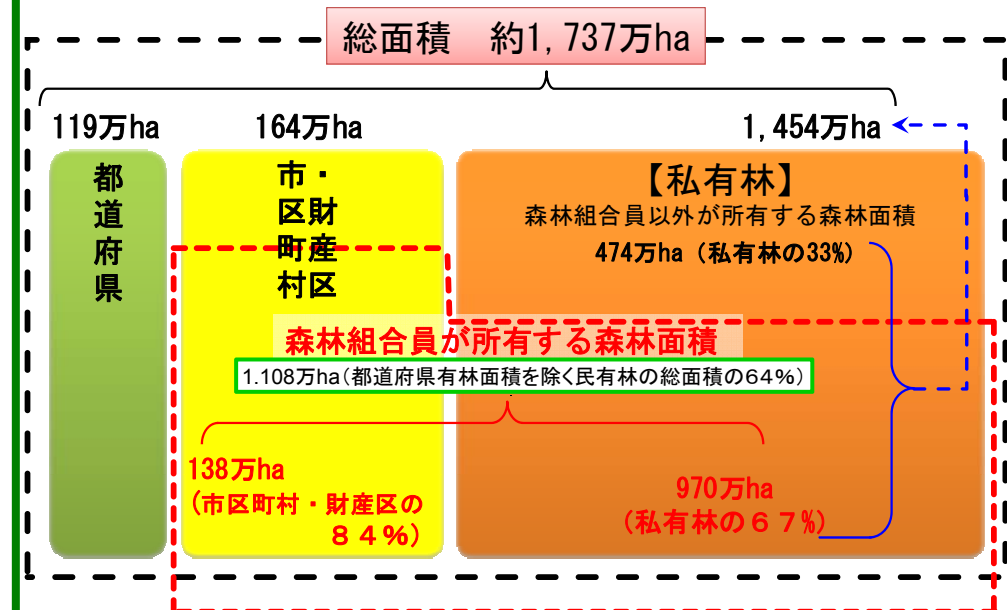
○在村者・不在村者別私有林面積割合の推移

(単位：%)

	昭和55年	平成2年	12年	17年
在村者	81.2	78.2	75.4	75.6
不在村者	18.8	21.8	24.6	24.4
うち県外	7.3	8.6	9.7	9.8

資料：農林水産省「農林業センサス」

○民有林面積の内訳



資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」、林野庁計画課、経営企画課調べ
注：1 民有林総面積、都道府県有林、市区町村・財産区有林、私有林の面積は平成19年3月31日現在の森林法第5条に基づく地域森林計画の対象となっている森林面積。
2 森林組合員が所有する森林面積は、平成20年3月31日現在の数値。

2 森林組合の概要(その1)

(森林組合の役割)

○森林組合は、森林所有者の事業活動の協同化を担う協同組合としての役割と、資源政策を担う公益的役割の二つの役割を果たしてきたところ。

(森林組合の概要)

○全国の森林組合数は、平成19年度末で736組合。森林組合員数は159万人。一組合当たりの組合員所有森林面積は1.5万ha。

○森林組合法第1条(目的)

この法律は、森林所有者の協同組合の発展を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林資源の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

○森林組合の概要

森林組合数	736 組合	1 組合当たり
組合員数	159 万人	2,172 人
地区内民有林面積	1,583 万ha	21,569 ha
組合員所有森林面積	1,109 万ha	15,107 ha
組合加入率	70 %	70 %
払込済出資金	52,584 百万円	71,641 千円
常勤役員数	465 人	0.6 人
専従職員数	7,201 人	9.8 人
雇用労働者数(現場作業員)	27,245 人	37 人

資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」

注：1 森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。その他は「平成19年度森林組合統計」により「森林組合調査票」を提出した734組合についての数値。

2 「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

3 「地区内民有林面積」には、都道府県有林面積を含まない。

2 森林組合の概要(その2)

(森林組合の事業割合)

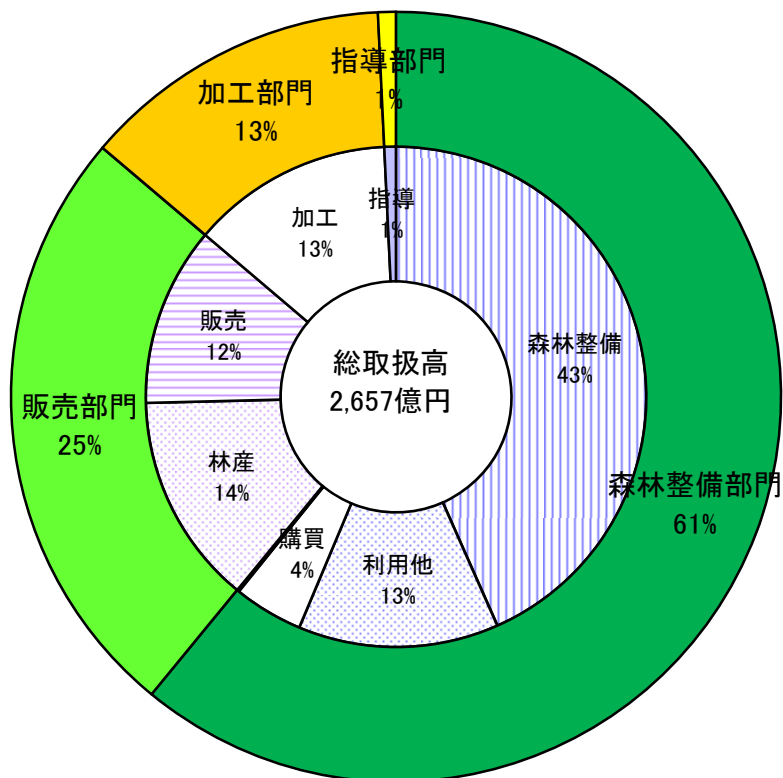
○平成19年度の総取扱高は2,657億円(1組合当たり平均3.6億円)。その内訳は、森林整備事業などの森林整備部門が61%、林産事業などの販売部門が25%を占め主な事業となっている。

(森林組合が行う林業作業の割合)

○森林組合は、植林、下刈、間伐(保育的な間伐が主体)の6~7割(面積ベース)を実行。

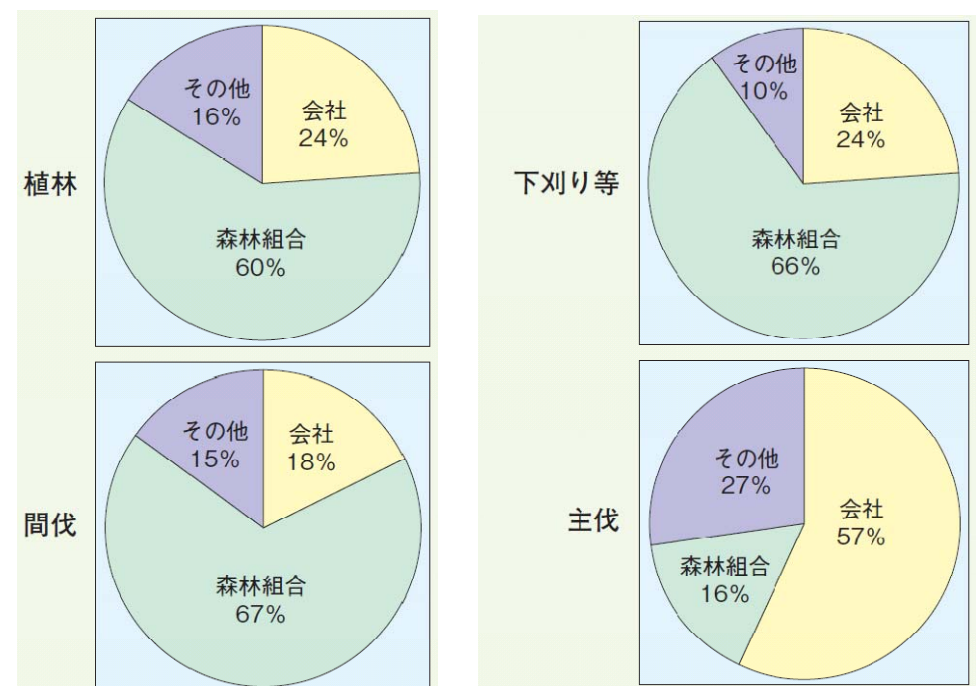
○一方、主伐については、森林組合以外の会社が6割(面積ベース)を担い、森林組合の占める割合は2割弱。

○森林組合の事業割合



資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」

○林業作業の経営形態別受託面積割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：会社は、株式会社、有限会社、合名・合資会社等

その他は、森林組合と会社を除く経営形態（地方公共団体、財産区、林業公社、愛林組合、慣行共有、農協等）

2 森林組合の概要(その3)

(雇用労働者(現場作業員)の状況)

○森林組合の92%に当たる678組合で森林整備等に従事する雇用労働者(現場作業員)がおり、全雇用労働者数は2万7千人、1組合あたりでは平均40人となっている。

○年齢階層別の森林組合の雇用労働者(現場作業員)数では、60歳以上が約4割を占め最も多い。

○森林組合の雇用労働者(現場作業員)の状況

区 分	H15	H16	H17	H18	H19
森林組合数 (組合)	970	905	846	764	736
雇用労働者受入組合数 (組合)	852	801	757	690	678
受入組合の割合 (%)	88%	89%	89%	90%	92%
雇用労働者数 (千人)	46	41	34	32	27
受入組合1組合当たり (人)	53	52	45	46	40
就労延べ日数 (千日)	5,211	4,868	4,255	4,037	3,933
1人当たり (日)	114	118	126	126	144
年齢階層別労働者数割合 (%)					
30歳未満	9.4%	10.1%	10.2%	7.5%	8.0%
30～39歳	10.4%	11.2%	12.2%	10.5%	12.4%
40～49歳	14.6%	14.8%	15.3%	13.4%	14.1%
50～59歳	25.3%	26.6%	28.4%	26.1%	25.8%
60歳以上	40.4%	37.4%	33.9%	42.6%	39.7%

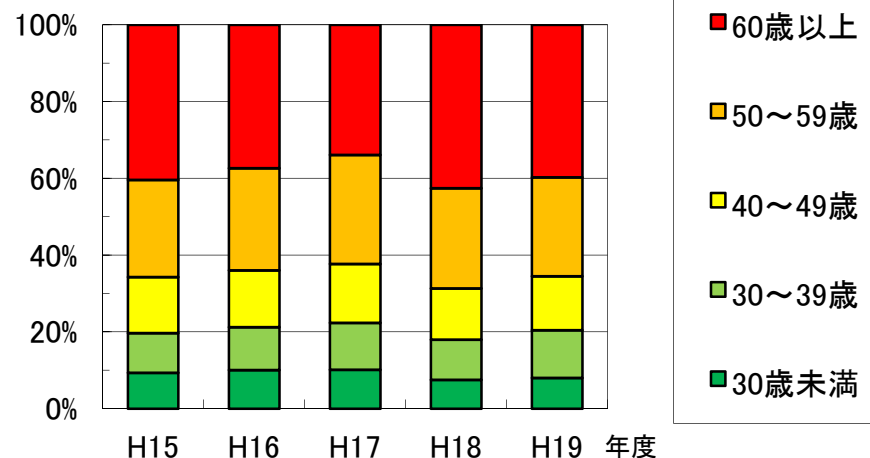
資料：森林組合統計

注1：森林組合数以外は、調査票を提出した組合についての数値。

2：年齢階層別労働者数割合は、平成17年度までは雇用労働者のうち作業班の数値で、平成18年度からは雇用労働者の数値。

○森林組合の雇用労働者(現場作業員)の年齢層の推移

構成割合



資料：林野庁「森林組合統計」

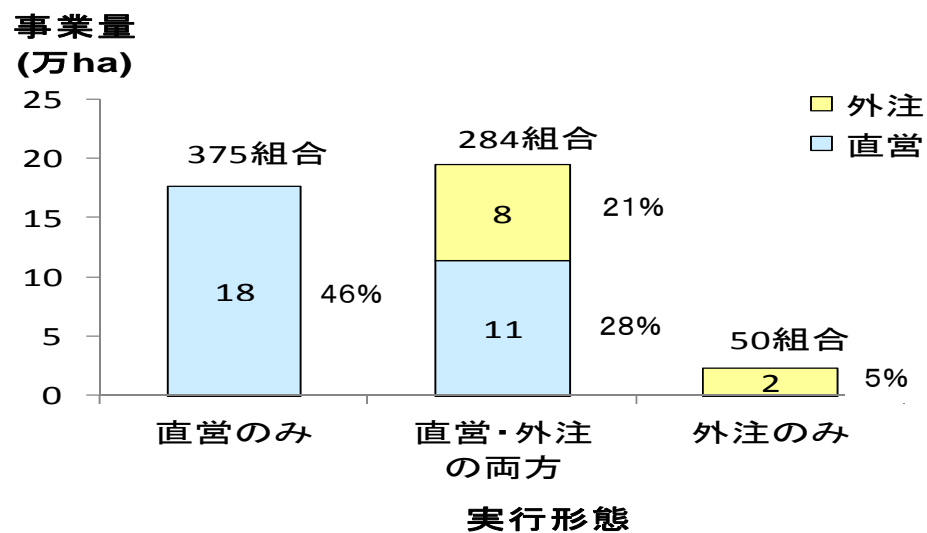
2 森林組合の概要(その4)

(森林組合の外注割合)

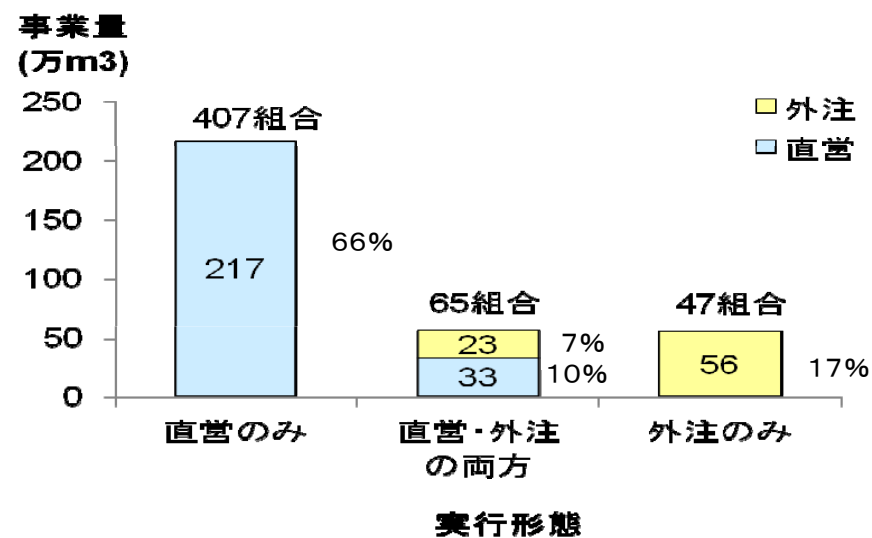
○森林組合の事業の外注の割合をしてみると、新植・保育では事業量の26%を、木材生産では事業量の24%を外注している。

○森林組合の外注割合

新植・保育



木材生産 (利用間伐、主伐)



資料: 林野庁「森林組合統計」

3 民間事業体の概要(その1)

(規模別の林業事業体数)

○素材生産規模別経営体数を見ると、会社形態のものは、2千～5千m³で最も多く、個人形態のものは、500m³未満で最も多くなっているが、全体生産量の約4割は1万m³以上の規模層である約6%の経営体が担っている。

○5千万円以上の林業事業収入があるのは、森林組合で約5割、会社で約3割、個人で2%未満となっており、国の一般競争入札における競争参加資格の格付けが森林組合に比べ低く、入札に参加できない場合がある。

○作業従事者規模別経営体数を見ると、会社形態のものは、5～9人で最も多く、個人形態のものは、2～4人で最も多くなっているが、森林組合は、10～19人と50人以上で多くなっている。

検討委員会で使用する「民間事業体」の定義

委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業を行う者で、「森林組合、各種団体・組合」以外のものとする。

受託等による素材生産の規模別経営体数の内訳

	計	500m ³ 未満	500～1千m ³	1千～2千m ³	2千～5千m ³	5千～1万m ³	1万m ³ 以上
森林組合	552	121	76	75	133	75	72
各種団体・組合	69	21	7	12	19	8	2
会社	1,074	200	115	167	290	176	126
個人	2,298	1,260	353	354	235	72	24
合計	3,993 9,922	1,602 302	551 371	608 808	677 2,056	331 2,274	224 4,111

資料: 農林水産省「2005年農林業センサス」

注: 合計欄の上段は経営体数で、下段(赤字)は素材生産量で単位は千m³ある。

3 民間事業体の概要(その2)

受託による間伐の規模別経営体数の内訳

	計	5ha未満	5～10ha	10～20	20～50	50～100	100ha以上
森林組合	817	38	22	44	101	118	494
各種団体・組合	98	25	13	9	23	10	18
会社	824	120	94	147	216	130	117
個人	2,408	1,232	374	358	293	102	49
合計	4,147	1,415	503	558	633	360	678

資料: 農林水産省「2005年農林業センサス」

受託による植林の規模別経営体数の内訳

	計	5ha未満	5～10ha	10～20	20～50	50～100	100ha以上
森林組合	717	221	128	139	135	62	32
各種団体・組合	42	17	8	7	5	2	3
会社	506	188	102	106	66	31	13
個人	612	461	74	42	25	5	5
合計	1,877	887	312	294	231	100	53

資料: 農林水産省「2005年農林業センサス」

3 民間事業体の概要(その3)

林業事業収入規模別経営体数の内訳

	計	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億円以上
森林組合	863	180	224	158	301
各種団体・組合	147	81	41	13	12
会社	1,397	423	570	230	174
個人	4,266	3,504	681	60	21
合計	6,673	4,188	1,516	461	508

資料:農林水産省「2005年農林業センサス」

作業従事者規模別経営体数の内訳

	計	従事者なし	1人	2～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50人以上	従事者数(人)
森林組合	863	10	14	62	99	198	134	150	196	32,617
各種団体・組合	147	2	4	24	47	36	12	6	16	3,654
会社	1,397	13	54	421	494	309	49	34	23	13,932
個人	4,266	37	1,667	2,095	337	77	17	10	26	14,404
合計	6,673	62	1,739	2,602	977	620	212	200	261	64,607

資料:農林水産省「2005年農林業センサス」

8千人程度の作業従事者

9千人程度の作業従事者

3万人程度の作業従事者

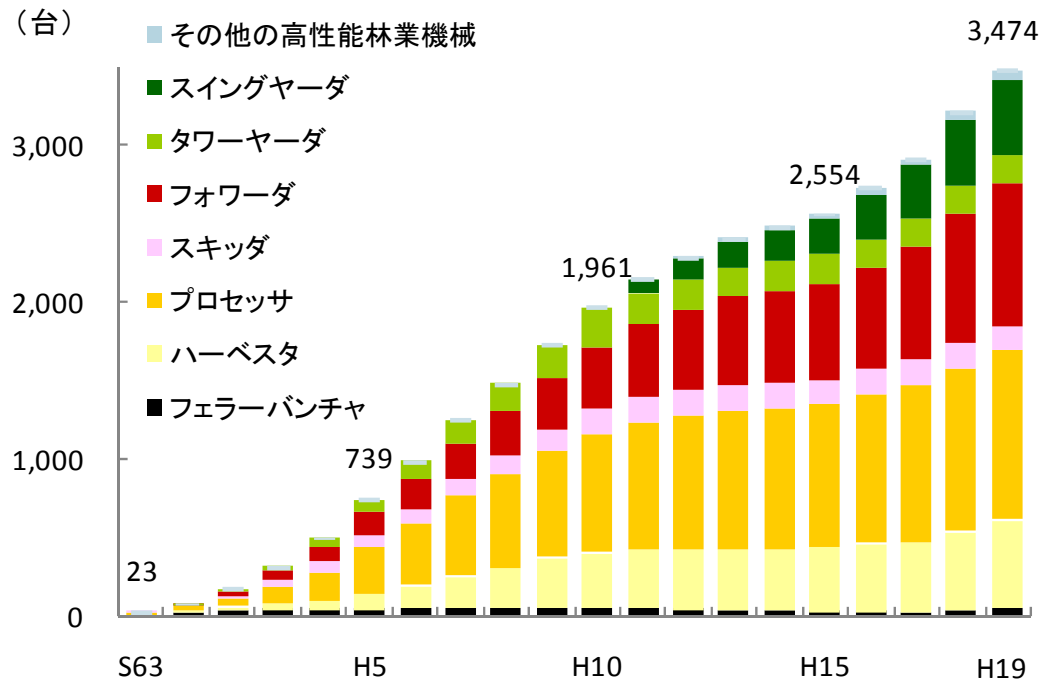
3 民間事業体の概要(その4)

(高性能林業機械の導入状況)

○平成元年以降、高性能林業機械の導入台数は増加傾向。とくに近年は、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダを中心に大きく増加。

○経営形態別の保有台数をみると、会社等はハーベスタやプロセッサなど造材機能を有するものを保有している割合が高いが、森林組合はスイングヤーダ→プロセッサ→フォワーダの3点セットでの保有割合が高い。

高性能林業機械の導入状況



資料: 林野庁業務資料

高性能林業機械の保有状況 (平成19年度末現在)

単位: 台

	会社等	個人	森林組合
フェラーバンチャ	39(2%)	6(2%)	2(0%)
ハーベスタ	387(21%)	54(16%)	90(9%)
プロセッサ	677(36%)	95(29%)	219(22%)
スキッダ	86(5%)	17(5%)	38(4%)
フォワーダ	414(22%)	126(38%)	317(33%)
タワーヤーダ	47(3%)	5(2%)	70(7%)
スイングヤーダ	199(11%)	28(8%)	210(22%)
その他	30(2%)	2(1%)	28(3%)
計	1,879	333	974

資料: 林野庁業務資料

注1: 会社等には、機械利用協同組合、素材生産組合等を含む。

2: 上記区分のほか支援センター等で288台が保有されている。

Ⅲ 課題・論点

①小規模零細な所有者構造の中、施業の集約化が十分に進んでおらず、生産性が十分に上がっていない。

○森林施業プランナー育成状況

	現在の育成 人数	目標数値 (H23年度末)	目標達成率
森林施業プランナーの数	約700人	2,100人	33%

目標数値:「森林・林業再生プラン」による森林施業プランナーの育成目標

	全組合数	プランナーのい る組合数	プランナーのいる組 合数の割合
森林施業プランナーのいる 森林組合	736	約400組合	54%

全組合数:平成19年度末の森林組合数

資料:林野庁業務資料

②他の事業体との間に競争関係が無く、効率化のインセンティブが十分に働いていない面があるのではないか。

○経営形態別・受注先別の受注割合

	経営形態	経営体数		山林保有者から			山林保有者以外から
				個人	国・地方公共団体	その他	
植林	森林組合	619	37%	83%	49%	34%	6%
	会社	471	28%	8%	35%	46%	42%
	個人	571	34%	9%	10%	20%	14%
	各種団体・組合	33	2%	0%	5%	0%	38%
下刈	森林組合	706	24%	87%	60%	36%	12%
	会社	655	23%	7%	30%	43%	53%
	個人	1,473	51%	6%	6%	20%	27%
	各種団体・組合	75	3%	0%	4%	1%	7%
間伐	森林組合	692	18%	77%	65%	37%	19%
	会社	751	20%	11%	21%	37%	42%
	個人	2,221	59%	11%	11%	24%	36%
	各種団体・組合	84	2%	1%	3%	2%	3%
主伐	森林組合			23%	13%	1%	1%
	会社			41%	73%	73%	59%
	個人			34%	9%	25%	40%
	各種団体・組合			2%	6%	1%	1%

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：主伐には、皆伐の他、択伐も含まれる。

○国、地方公共団体から発注される間伐事業について、特に森林組合以外の受注割合が低い都道府県の例

A県

経営形態	経営体数割合	受託面積割合
森林組合	67%	94%
森林組合以外	33%	6%

B県

経営形態	経営体数割合	受託面積割合
森林組合	20%	94%
森林組合以外	80%	6%

C県

経営形態	経営体数割合	受託面積割合
森林組合	50%	93%
森林組合以外	50%	7%

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

③経営内容の開示情報が不十分で、経営効率化への組合員のチェック機能が十分に働いていない面があるのではないか。

○現行の決算書類について

- ①受託事業において、損益計算書(P/L)に手数料のみが収入として計上され、補助金、事業費が計上されないため、森林組合の事業の全体像が把握できない。
- ②他の森林組合情報が分からないため比較できない。(情報公開)
- ③組合員が分かりやすく経営状態等を評価できる指標がない。

○受託事業による決算処理(基本)

項目	損益計算書(P/L)への計上	参考
受託手数料	○	
補助金	×	預かり金
事業費	×	

資料:林野庁業務資料

④国・都道府県等から受注する業務に人員を割いており、組合員の森林整備が後回しになっている面があるのではないかと。

【後回しにされていることがあると感じる具体的な状況(意見抜粋)】

- 森林組合によっては、事業量の平準化や作業員に確保等に十分な対策がとられていないため、組合員の森林整備は、公共事業終了後に実施される場合がある。
- 職員数が少なく、事務処理能力から組合員の要望に対応しきれない組合もある。
- 赤字を抱える組合では、黒字経営への転換を図るため、公共事業を優先して実施する傾向が見られる。
- 組合員の要請に応じて、真摯に森林施業に取り組む森林組合がある一方、地域によっては「森林組合に間伐作業を依頼したが、なかなかやってもらえない。」という森林所有者の声を聞いたことがある。
- 小規模所有者だから後回しにするというわけではなく、施業実施のためには、所有界の確認や森林技術者(作業班)の手配など、すぐに取り掛かることができないことや、補助事業の採択を満たしていないため条件を整える必要があることの説明不足があると考えられる。

(平成21年10月 内閣府規制改革推進室「都道府県の森林・林業に関するアンケート結果」より抜粋)

○森林組合法第9条第8項(員外利用)

組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において組合員等が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

○森林組合法第9条第9項(員外利用の特例)

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人((独)森林総合研究所、森林整備法人、林業公社)に第1項第2号に掲げる事業(組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営)その他農林水産省令で定める事業(信託事業、森林保護事業、物資の供給、林産物の販売等、環境緑化木の販売等、共同利用施設、林業労働効率増進施設、保健機能増進施設)を、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。

- 一 第1項に掲げる事業(経営指導、組合員の委託による施業・経営、信託事業)
- 二 第2項第三号及び第十号に掲げる事業であって、第1項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(林産物の販売事業、施業計画の作成)

○森林組合における新植・保育の依頼者別事業量の割合

	国からの受注割合	都道府県	市町村	旧公団	個人等	その他 (公社、財産区)
新植・保育	7%	10%	10%	12%	50%	12%

個人等：国、都道府県、市町村、旧公団、公社、財産区を除く個人や会社をいう。

資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」

○森林組合における木材生産の依頼者別事業量の割合

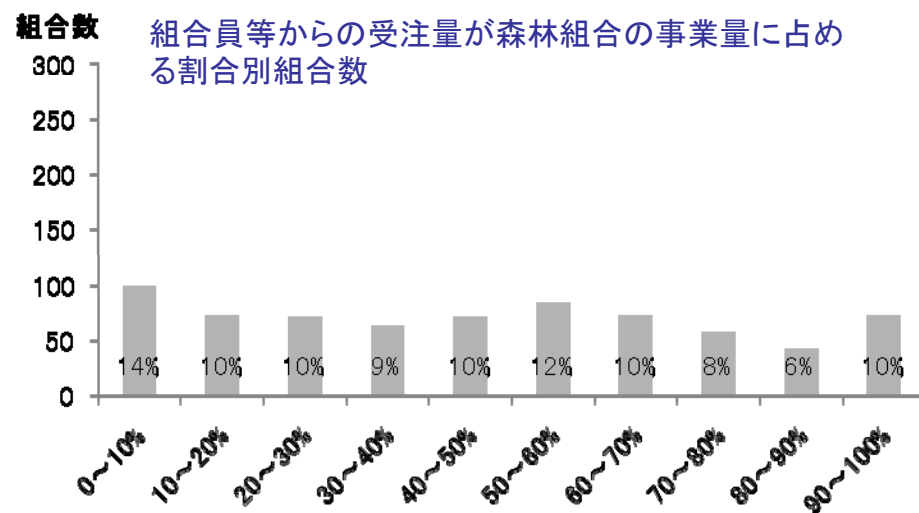
	国からの受注割合	都道府県	市町村	私有	その他 (財産区)
木材生産 (主伐・間伐)	6%	2%	7%	84%	1%

私有：国、都道府県、市町村、財産区を除く個人や会社をいう。

資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」

○組合員等からの受注割合

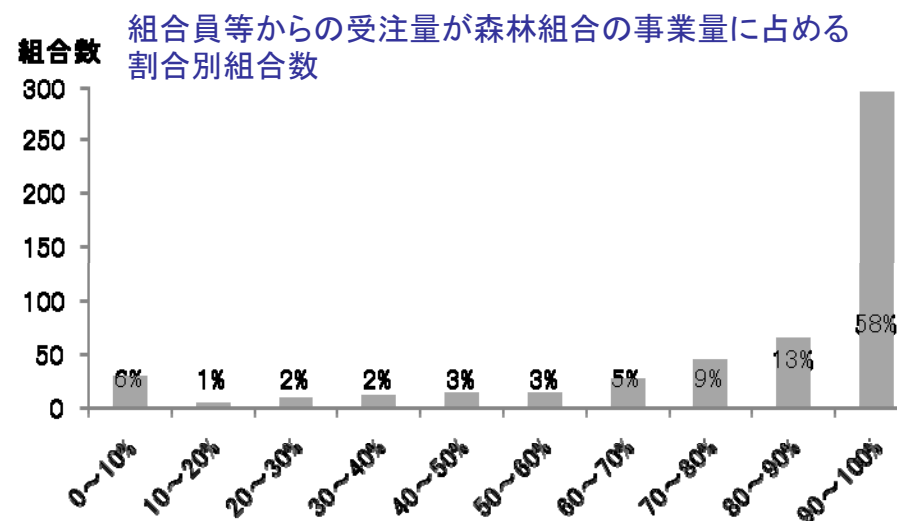
①新植・保育



資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」

組合員等：個人、法人、団体

②木材生産 (利用間伐、主伐)



資料：林野庁「平成19年度森林組合統計」

組合員等：個人、法人、団体

⑤規模が小さく、国などの入札に参加できない、あるいは参加しても落札できず、小規模にとどまっている民間事業者が多いのではないか。

また、森林所有者からの信頼や補助事業の要件等のハードル等により、森林所有者から直接施業を受託できず、小規模にとどまっている民間事業者が多いのではないか。

民間事業者の事業シェア

	10%以下の都道府県数	
		うち0%の都道府県数
植林	10	2
下刈等	10	1
間伐	8	1

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：受託による作業種別面積に占める民間事業者の割合である。

事業量の確保・拡大に向けた取組（複数回答）

	回答数	構成比
国有林等からの入札に可能な限り参加	192	76%
森林所有者に立木買い等を積極的に働きかけ	150	59%
森林組合等の下請業務がないか聞いている	115	45%
事務や営業がおらず、そこまで手がまわらない	17	7%
どのようなことに取り組んで良いか分からない	14	6%
その他	58	23%
回答者数	254	

資料：林野庁業務資料

注：H21.12に実施したアンケート調査結果による。

取り組んでいるが事業量確保ができない要因（複数回答）

要因	回答数	構成比
入札等の要件や規模が森林組合等と比べて不利。	103	48%
造林等の補助金が森林組合等と比べて不利。	95	44%
市町村や森林組合が所有者情報を教えてくれない。	73	34%
森林所有者に働きかけても「森林組合」にお願いしていると言われる。	60	28%
回答者数	214	

資料：林野庁業務資料

注：H21.12に実施したアンケート調査結果による。

森林組合等と比べて不利と回答した具体例 （入札等の要件や規模について）

- 市営造林の事業などが森林組合と随意契約なので入札自体へ入れない。
- 入札の事前調査を県森連が行い、単組が本体物件の入札に参加している。
- 地方の公的機関の仕事の実績がある森林組合が上位ランクに格付けされる。

（造林等の補助金について）

- 補助金の交付申請は森林組合を通じて行っているが、手数料が極めて高い。
- 施業計画を組めば補助率が上がるため、森林組合はあちらこちらと施業計画をたてるが、最後は下請けに出し、高額な手数料を取っている。

森林簿等情報の提供状況（平成21年9月時点）

提供先	H18.7	H20.10	H21.9
①市町村のみ	4	3	3
②市町村、森林組合	30	29	22
③市町村、森林組合、林業事業体等	11	13	20
④提供していない	2	2	2

資料：林野庁業務資料

注1：林業事業体等については、森林所有者との長期施業受委託契約の締結や、労確法の認定事業主であること等を要件としている場合がある。

注2：個人情報の取扱については、個人情報保護法に基づき、都道府県における個人情報保護条例に規定されている。

森林所有者との施業受託契約に基づく森林施業計画の作成状況

	計	森林組合	民間事業体	公社等
契約森林所有者数(人)	398,692	365,510 (92%)	10,833 (3%)	22,349 (5%)
受委託契約面積(ha)	1,669,415	1,454,960 (87%)	93,497 (6%)	120,958 (7%)

資料：林野庁業務資料

注：平成19年度における市町村長等による森林施業計画の認定実績である。

⑥高性能林業機械が有効に活用されておらず、生産性が十分に上がっていない民間事業者が多いのではないか。また、適切な経営や人事管理等の能力に不安があり、規模拡大等に取り組めない民間事業者が多いのではないか。

現在の事業量に対する認識

現在、確保している 事業量は十分である	回答数 (事業者数)
いいえ	148(52%)
はい	132(47%)
未記入	2(1%)
計	282

資料：林野庁業務資料

注：H21.12に実施したアンケート調査結果による。

アンケート調査について
H21.12に「緑の雇用」の民間事業者にFAX
でアンケートを実施。
送付数：518事業者
回答数：282事業者

素材生産量と機械保有台数

「はい」と回答のあった事業者のハーベスタ又はプロセッサの
平均保有台数は1.78台で、平均素材生産量は9,516m³であった。

→ 1作業システム当たり5,346m³となり、平均的には
以下の目安をクリアしているが、37%が5,000m³未満

典型的な伐出システム(緩傾斜地タイプ)の場合

(短幹集材タイプ)

ハーベスタ(1人)[+グラップル(1人)]+フォワーダ(1人)

(全木集材タイプ)

フェラーバンチャ(1人)+スキダ(1人)+プロセッサ(1人)[+グラップル(1人)]

→ 車両系機械システムの適用の目安は、
年間生産量が5,000~6,000m³以上

アンケート調査について
 H20.11に「緑の雇用」の事業体に郵送で
 アンケートを実施。
 送付数：787事業体（研修生2,353人）
 回答数：599事業体（研修生1,651人）

就業後に不満が増大した項目

上位3項目	回答者(割合)
給与	21%
休日・有給休暇制度	13%
安全管理	10%

○有給休暇制度の実態

- ・有給休暇制度の規定がある民間事業体 79%
- ・規定はないが、今後導入を検討 11%
- ・規定はなく、今後も導入予定はない 10%

○安全管理体制の実態

- ・年間の安全衛生計画を作成していない 40%
- ・安全衛生管理規程を作成していない 32%
- ・優良事業体への視察をしていない 34%
- ・スイングヤーダ等のオペレータが
 林業架線作業主任者免許を未取得 16%

資料：H20林業事業体就業環境改善対策による調査結果

経営コンサルタントの活用意向

	回答者
是非活用したい	9%
活用意向はあるが、まだ決めていない	19%
活用の必要性はあるが困難	15%
活用する強い意向はない	18%
活用する意向はあまりない	19%
活用する必要性はない	10%
わからない	11%

継続雇用の条件に関する事業主と労働者のギャップ

	事業主	労働者	差
就労条件の改善	47% (2位)	70% (1位)	23%
資格等の取得	62% (1位)	40% (2位)	22%
機械化の促進	42% (3位)	32% (3位)	10%